

水害や土砂災害から自らの命、家族の命を守るために!

適時適切な避難を行うために家族や地域で確認しましょう。

ステップ1 自宅や学校・職場にはどのような危険があるのか確認しましょう

町が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には、何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所はないか等、自宅や学校・職場などよく立ち入る場所にどのような危険があるのか確認しましょう。

町が指定している避難場所を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

ハザードマップ等で避難場所の確認ができない場合は、町危機管理室までお問い合わせください。



ステップ2 町から発令される避難情報について確認しましょう

町から発令される避難情報について確認しましょう。※1

避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合

避難準備・ 高齢者等避難開始

- いつでも避難できるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- 避難に時間を要する人（高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

- 避難所へ避難をしましょう。
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難しましょう。



災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難指示 （緊急）

- まだ避難していない人は、直ちにその場から避難をしましょう。
- 外出することでかえって命の危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※1必ずしも、この順番で発令されるとは限らないのでご注意ください

また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は、避難を開始してください。

ステップ3 もしもの時に備えて考えておきましょう

緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。例えば、以下のような状況も考えられます。

例1：大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物（最上階が浸水しない建物、川沿いではない建物等）に移動しましょう。

例2：外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋（上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋）に移動しましょう。



避難に関する防災情報の入手方法について

■下諏訪町防災気象情報ウェブサイト

下諏訪町の防災情報について掲載しています。

下記URLを入力していただくか、スマートフォンで右のQRコードを読み取りください。

<http://town-shimosuwa.jyouho.net>



■下諏訪町メール配信サービス

町メール配信サービスは、気象や地震などの防災情報、町からのお知らせなど屋外のスピーカーから流れる防災行政無線放送を携帯電話やパソコンへメールで配信するサービスです。

※このサービスを利用するには、携帯電話またはパソコンからの利用者登録が必要です。

t-shimosuwa@sg-m.jp

へ空メールを送信

または右のQRコードを携帯で読み取りアドレスを取得、登録してください。



■テレフォン案内サービス

町が放送した防災無線の直近の内容を確認できます。

☎0120-27-2311

■問い合わせ 下諏訪町 総務課 危機管理室 電話27-1111（内線260）

耐震診断から
耐震改修へ

あなたの家の耐震診断はお済みですか？

平成29年度より耐震改修補助金が上限100万円になりました！

ステップ1 耐震診断を受けてみませんか？

〈対象となる住宅〉 次の全てに該当する住宅です。

- ①昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
 - ②一戸建ての住宅または2分の1以上が住宅として使用されている併用住宅
(長屋、共同住宅及び賃貸住宅は対象外)
 - ③在来工法で階数が2階以下の住宅
(ツーバイフォー工法や非木造の住宅は対象外)
- ※診断費用は、国・県・町が負担するため無料です。



熊本地震被害状況

ステップ2 耐震診断（無料）へ

耐震補強の方法とそのための概算工事費をご提案します。診断は住宅内部や天井裏、床下の調査も必要になりますので、当日は立会いをお願いします。

☆平成29年度の受付期限は、11月30日までです。

申込順で受け付けておりますので、予定件数に達した場合は、翌年度の実施とさせていただきますのでご了承ください。

ステップ3 耐震補強工事または現地建替え工事に補助します

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満で、耐震補強工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の評点を上回る工事、または現地建替え工事（既存住宅の除却を伴うもの）を行い、年度内（概ね2月末日）に工事完了する場合、耐震補助対象工事費の2分の1に30万円を限度に加算した額（上限100万円）を補助します。

※必ず建築工事（除却工事を含む）に取り掛かる前に申請してください。

※子や孫が改修工事を行い同居する場合も補助対象となります。

平成29年度に限り耐震改修補助金30万円の加算

耐震改修補助金は、耐震補助対象工事費の2分の1に相当する額を補助しますが、平成29年度に限り耐震補助対象工事費の2分の1に30万円を限度に加算した額（上限100万円）を補助します。

例1：耐震補助対象工事費が120万円の場合

1/2の額60万円+30万円加算=90万円の補助金

例2：耐震補助対象工事費が150万円の場合

1/2の額75万円+25万円加算=上限100万円の補助金

下諏訪町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定しました

耐震化促進のため、町内全域を緊急耐震重点区域と定め、平成29年度から平成32年度までに昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅（長屋及び共同住宅を除く）を対象に戸別訪問を実施します。訪問戸数、耐震診断や耐震改修補助の実績を毎年度末にホームページにて公表していきます。社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等により必要に応じて見直しを行う場合があります。

※詳細については、町ホームページまたは担当課にお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話27-1111（内線243）